

農業共済制度が見直されました

農業者へのサービスの向上と効率的な事業執行による農業者の負担軽減の観点から、収入保険制度の実施にあわせて**農業共済制度**が見直されました。

大きな見直し内容としては、農作物共済の「当然加入」が平成31年産から「任意加入」に移行され、農業者が加入するかを選択することになります。

また、農作物共済等の一筆方式や果樹共済の特定危険方式が一定の移行期間を設けた上で廃止となり、園芸施設共済については、被覆していない期間についても責任期間となります。一方、農作物共済等では新たに地域インデックス方式が新設されます。

その他にも、掛金や無事戻しの取り扱いについても見直しが行われます。

詳しい見直し内容は、以下のとおりです。

(1) 農作物共済

	現行	見直し内容
当然加入制	米・麦を一定基準面積以上耕作している農家は当然加入	→ 平成31年産から 任意加入制 に移行します。
引受方式の取り扱い	米・麦の一筆方式 ※一筆単位に収穫量の減収に対し補てんする方式	→ 平成34年産から 廃止 となります。
	—	→ 平成31年産から 地域インデックス方式 が新設されます。 ※統計データ(市町村単位)を用いて共済金を支払う方式
補償特例	—	→ 平成31年産から一筆方式以外の全ての引受方式に 一筆全損特例 を設けます。また、加入者の選択により 一筆半損特約 を付加できます。 ※一筆半損特約とは、収穫量が50%以上減少したほ場がある場合に、50%減収と評価し支払割合を乗じて共済金を支払います。
加入要件	全相殺方式・水稻品質方式・麦災害収入共済方式の加入要件・おおむね全量を乾燥調整施設等(ライスセンター等)へ出荷しており、出荷量等データが得られる場合、加入できます。	→ 平成31年産から 青色申告書及びその関係書類 により、収穫量等が確認できる場合も、加入できます。

(2) 家畜共済

	現行	見直し内容
引受方式の取り扱い	死傷共済と病傷共済のセット加入	→ 平成31年1月1日以降に責任が開始する共済関係から死傷共済と病傷共済を 分離 し、どちらか一方または両者の加入並びに別々の補償割合の選択が可能となります。
補償金額	期首の資産価値	→ 平成31年1月1日以降に責任が開始する共済関係から肥育牛等は 事故発生時の月齢価格(資産価値) で補償します。
異動申告	家畜の異動の都度申告	→ 平成31年1月1日以降に責任が開始する共済関係から 期首に年間の飼養計画を申告 いただき、申告に基づき掛金を徴収し、期末に掛金を調整します。
診療費	初診料以外を全額補償 ※一定の支払限度額まで金額補償	→ 平成32年1月1日以降 に責任が開始する共済関係から初診料を含めた 診療費全体の1割の自己負担 を導入します。
待期間事故	家畜導入2週間以内の事故は、待期間が適用され共済金の請求不可	→ 平成31年1月1日以降に責任が開始する共済関係から共済加入者間で取引された家畜は、待期間が除外され共済金の 請求が可能 となります。
牛白血病	家畜商や市場での売買成立後、牛白血病と診断された場合は共済金の支払い対象外	→ 平成31年1月1日以降に責任が開始する共済関係から家畜商や市場での売買成立後についても、 共済金の支払い対象 となります。



(3) 果樹共済（りんご・なし）

	現行	見直し内容
引受方式の取り扱い	半相殺特定危険方式・樹園地単位特定危険方式	→ 平成34年産から 廃止 となります。
	補償割合は1種類のみ 半相殺方式：7割 (減収総合方式)	→ 平成31年産から 複数の補償割合 の選択肢を設置します。 半相殺方式：7割・ 6割 ・ 5割 (減収総合方式)
	—	→ 平成31年産から 地域インデックス方式 が新設されます。 <small>※統計データ(県単位)を用いて共済金を支払う方式</small>
加入要件	全相殺方式の加入要件 ・おおむね全量をJA等へ出荷しており、出荷量データが得られる場合、加入できます。	→ 平成31年産から 青色申告書及びその関係書類 により、収穫量等が確認できる場合も、加入できます。

(4) 畑作物共済（大豆・蚕繭）

	現行	見直し内容
引受方式の取り扱い	大豆の一律方式	→ 平成34年産から 廃止 となります。
	補償割合は1種類のみ 半相殺方式：8割(大豆) 全相殺方式：8割(蚕繭) 9割(大豆)	→ 平成31年産から 複数の補償割合 の選択肢を設置します。 半相殺方式：8割・ 7割 ・ 6割 (大豆) 全相殺方式：8割・ 7割 ・ 6割 (蚕繭) 9割・ 8割 ・ 7割 (大豆)
	—	→ 平成31年産から 地域インデックス方式 が新設されず(大豆)。 <small>※統計データ(市町村単位)を用いて共済金を支払う方式</small>
加入要件	全相殺方式(大豆)の加入要件 ・おおむね全量をJA等へ出荷しており、出荷量データが得られる場合、加入できます。	→ 平成31年産から 青色申告書及びその関係書類 により、収穫量等が確認できる場合も、加入できます。



(5) 園芸施設共済

	現行	見直し内容
短期加入の取り扱い	短期加入（2～11ヶ月） ※被覆している期間のみ加入	平成31年1月1日以降に責任が開始する共済関係から 廃止 となり通年加入となります。 ※被覆していない期間についても、本体等（骨材）を補償いたします。なお、始期統一のための短期加入は、見直し後も加入ができません。
補償内容	補償期間中の引受変更は不可	平成31年1月1日以降に責任が開始する共済関係から増改築等（被覆材の材質変更、附帯施設や施設内農作物の変更含む）に伴い、増改築等後の価額に基づく補償を受けたい場合は、補償期間中であっても引受変更が可能となります。
	補償割合は50%から80%の範囲で選択 共済金支払対象は「損害額が3万円または共済価額の10%のいずれかを超えた場合」（小損害不填補）	平成31年1月1日以降に責任が開始する共済関係から補償割合は40%から80%の範囲で選択が可能となります。 平成31年1月1日以降に責任が開始する共済関係から共済金支払対象は「損害額が3万円または共済価額の 5% のいずれかを超えた場合」となります。さらに、「損害額が 10万円 を超えた場合」及び「損害額が 20万円 を超えた場合」を追加し、加入者が共済金支払開始の選択が可能となります。
掛金の取り扱い	補償額の8,000万円分まで、掛金の半分を国が負担	平成31年1月1日以降に責任が開始する共済関係から補償額の 1億6,000万円 分まで、掛金の半分を国が負担します。

(6) 共通

	現行	見直し内容
掛金の取り扱い	・農作物共済（水稲・麦）、畑作物共済（大豆）、果樹共済（りんご・なし）は地域ごとの共済掛金率を設定 ・園芸施設共済は農業者一律の共済掛金率を設定 ※家畜・畑作物共済（畜産）は、農業者ごとの共済掛金率が設定済みです。	平成30年度から全ての事業で 農業者ごとの被害率に応じた共済掛金率 を設定いたします。 ※園芸施設共済については、平成31年1月1日以降に責任が開始する共済関係からとなります。
無事戻しの取り扱い	無事戻金	平成31年度から 廃止 となります。
加入申し込み	—	平成31年度から全事業（家畜を除く）の加入申し込みについて、加入者の申し出により、 自動継続特約 を付けることができます。 ※加入者から解除の意思表示がない限り、毎年、自動的に共済関係が成立します。 ※園芸施設共済については、平成31年1月1日以降に責任が開始する共済関係からとなります。